

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
連絡装置G E E - 2 0 0 - C の移設及び据付調整試験	茨城地本-Z 2 2 1 1 3 0 - 1	
	作 成	令和4年11月30日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部における連絡装置G E E - 2 0 0 - C（以下、本装置という。）の移設及び据付、調整試験作業について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1（以下、一般共通という。）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容がこの仕様書の内容と異なる場合は、その適用については別途協議する。

a) 法令等

- 1) 取扱い上の注意に要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）[防防調第4608号（19.4.27）]
- 2) 取扱い上の注意に要する文書等及び注意電子計算機情報の取り扱いについて（通達）[陸幕情第175号（19.7.31）]
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号（19.9.20）]

b) 仕様書

- 1) G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 2) G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 3) G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2. 役務に対する要求事項

2.1 全般要求

連絡装置(G E E - 2 0 0 - C)の移設及び備付調整試験

2.2 共通的事項

共通的事項は、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2の附属書A.3～A.5による。

2.3 機器の移設作業に関する要求

2.3.1 移設機器 移設機器は、表1のとおりとする。

表1 移設機器

項番	機器名称	数量	大きさ (W×D×H) [mm]	備考
1	制御BOX	1台	431×340×42	搭載ラック格納
2	公衆網接続アダプタ1型	1台	431×390×87	搭載ラック格納
3	構内通信切替器1型	1台	441×369×44	搭載ラック格納
4	無停電電源部1型	1台	438×474×87	搭載ラック格納
5	保守コンソール	1台	370×250×35	搭載ラック格納
6	搭載ラック	1台	700×725×1000	

2.3.2 移設作業内容 移設作業内容は、表2のとおりとする。

表2 移設作業内容

大項目	細部項目	作業内容	備考
ケーブル配線作業	UTP ケーブル配線作業	(1) 移設機器を接続する UTP ケーブル及び電話線の配線作業を移設先で実施する。 (2) 各通信線の端末処理を実施する。 (3) 測定器を使用して、ケーブル疎通確認を実施する。 (4) ケーブル配線の色はシステム毎に区別ができるよう考慮する。	移設先の配線場所は官側の指示による。
システム移設作業	撤去作業	(1) 官側による機器停止状態の確認。 (2) 搭載ラック内の接続ケーブルを外し、機器に添付する。	
	搬出・搬入作業	(1) 梱包・輸送は装置の性能劣化防止及び輸送中の破損防止に留意した方法によるものとする。	
	システム疎通確認作業	(1) 移設先にて移設前と同様に使用できることを確認する。	

2.3.3 移設元及び移設先

移設元及び移設先の住所は、表3によるほか、細部は、官側との調整によるものとする。

表3 移設元及び移設先

	所在地
移設元	茨城県水戸市三の丸3-11-9
移設先	茨城県水戸市北見町1-11

2.4 据付調整に関する要求

契約相手方は、移設後の移設機器の動作確認を官側立会の下実施する。

2.5 材料及び部材

本仕様書で規定する配線・移設作業に使用する材料及び部材は原則として契約相手方で用意する。ただし、官給を必要とする場合は、契約担当官と調整する。

3. 留意事項

- a) 安全管理について万全を期する。
- b) 通電停止，振動発生作業などの施設機能に影響を与える作業を実施する場合は，機能を停止するなどの対応が必要になるため，事前に監督官と十分調整し，実施する。また，事前に関係者に周知徹底し，運用システムに支障が無いように万全を期する。
- c) 作業内容について疑義が生じた場合は，事前に監督官を通じ契約担当官等と協議の上施工する。
- d) 契約の相手方は，監督官より運用システム側の運用状況により急な作業工程の変更または作業中断を指示された場合は，監督官と協議の上，対応する
- e) 搬出入又は作業実施にあたり，既存の施設・機器等に損傷又は汚損を与える可能性がある場合は，養生を行なう。
- f) 壁などを貫通する作業は，他設備に影響がないことを確認し，監督官の確認を得てから実施する。
- g) コンクリート壁及び床に対する貫通工事並びにアンカー打設工事等を行う前には，必ず事前に監督官に作業内容を連絡し，監督官の許可を得てから実施する。
- h) 一日の作業終了後は，工具及び材料等の整理整頓並びに清掃を実施し，整備完了時は清掃を行い，整備作業で発生した塵，廃材等の発生材及び梱包材は，契約の相手が持ち帰る。

4. 監督及び検査

監督及び検査は，契約担任官等の定めるところによる。

5. 協議

本移設で使用する機器は，富士通株式会社とレンタル契約されており，技術的な事項は富士通株式会社と協議する。

6. 秘密保全

契約の相手方は，この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

7 提出書類

7.1 作業計画書

契約相手側は，官側が示す移転時期に基づき作業計画書を提出し，作業計画の承認を受ける。

7.2 作業報告書

契約相手側は，作業完了後速やかに，官側に作業報告書を提出し，作業完了報告を行う。

8. その他

8.1 官側の支援

この作業に使用する部材等は，原則として，契約の相手方において準備するが，次の事項については，監督官との調整によって無償で官の支援を受けることができる。

- a) 作業に必要な電力，水等の使用
- b) 作業場所，器材の保管場所等の提供
- c) その他，官が必要と認めたもの
- d) 立入禁止区域への立入申請

8.2 細部指示

細部については，現地の監督官又は検査官と調整し，指示を受ける。

9. 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、監督官等を通じて要求元と協議する。